製造業	10,213	9,343	10,523	10,605	3,198	3,969	3,518	3,552
	(3.9)	(−8.5)	(12.6)	(0.8)	(−7.0)	(24.1)	(−11.3)	(0.9)
	〔 22.1〕	〔 4.1〕	〔 10.2〕	〔 8.6〕	〔 −4.8〕	〔 27.1〕	〔 7.3〕	〔 13.8〕
非製造業（船舶・電力を除く）	14,898	13,905	13,737	13,645	4,449	4,770	4,945	4,769
	(−1.0)	(−6.7)	(−1.2)	(−0.7)	(0.5)	(7.2)	(3.7)	(−3.6)
	〔 11.8〕	〔 −3.1〕	〔 −2.7〕	〔 −9.6〕	〔 −21.2〕	〔 2.0〕	〔 −1.9〕	〔 0.5〕
官公需	7,196	9,374	7,708	7,931	2,487	2,756	3,467	2,706
	(−11.5)	(30.3)	(−17.8)	(2.9)	(−7.5)	(10.8)	(25.8)	(−21.9)
	〔 −9.1〕	〔 11.8〕	〔 −19.7〕	〔 −2.5〕	〔 −6.0〕	〔 3.0〕	〔 37.4〕	〔 3.2〕
外需	27,499	39,111	28,268	25,644	8,562	7,973	9,906	10,703
	(6.5)	(42.2)	(−27.7)	(−9.3)	(−6.0)	(−6.9)	(24.2)	(8.0)
	〔 12.8〕	〔 61.0〕	〔 3.7〕	〔 −1.0〕	〔 1.0〕	〔 −5.3〕	〔 8.2〕	〔 16.0〕
代理店	2,833	3,037	3,145	3,258	987	1,154	993	1,054
	(−7.9)	(7.2)	(3.6)	(3.6)	(−11.6)	(16.9)	(−13.9)	(6.1)
	〔 −6.3〕	〔 13.0〕	〔 9.0〕	〔 5.9〕	〔 −1.7〕	〔 12.3〕	〔 −6.3〕	〔 5.7〕

（備考）１．季節調整系列は個別に季節調整を行っているため、需要者別内訳の合計は全体の季節調整値とは一致しない。
２．四半期は合計額、（ ）内は対前期（月）増減率、〔 〕内は原系列による対前年同期（月）増減率。

民需の業種別機械受注の伸び

（単位：％）

	平成26年１～３月	４～６月	７～９月	10～12月	平成26年11月	12　月	平成27年１月	２　月
Ⅰ 製造業計	3.9	−8.5	12.6	0.8	−7.0	24.1	−11.3	0.9
１食品製造業	1.1	−28.5	8.0	4.9	−2.1	−2.0	7.2	186.1
２パルプ・紙・紙加工品	−52.5	−2.2	159.1	−63.7	−59.4	219.6	−69.6	131.3
３化学工業	−5.9	−4.9	37.8	−21.5	−40.1	15.1	−19.0	25.1
４石油製品・石炭製品	−2.9	−25.8	178.2	−47.0	38.6	47.3	513.6	−92.4
５鉄鋼業	10.2	1.2	0.5	−5.2	−38.2	14.5	26.9	5.5
６非鉄金属	52.4	−9.9	−3.9	−24.2	−20.8	45.6	−45.9	68.5
７金属製品	−13.7	7.9	12.1	21.4	−11.6	−0.3	−11.9	−1.1
８一般機械	−3.0	−3.4	12.0	3.8	−4.1	5.2	−1.5	−4.8
９電気機械	1.1	−16.0	10.3	1.7	15.2	−18.3	1.6	3.7
10情報通信機械	12.5	−9.9	7.3	7.7	−23.0	10.0	7.8	16.2
11自動車・同付属品	5.3	−0.8	−3.0	3.3	−4.7	18.9	−23.3	14.1
12造船業	24.5	21.2	−31.8	30.1	30.4	−17.3	−2.0	−11.7
13その他輸送用機械	−11.9	−23.8	21.3	7.0	−22.7	50.1	−39.0	32.6
14精密機械	−12.0	−1.7	4.1	17.5	−5.0	−2.7	−2.4	8.8
15「その他製造業」	30.4	−20.1	8.1	39.2	4.8	114.0	−50.5	6.5
Ⅱ 非製造業計	3.7	−8.7	0.1	−3.8	−11.4	15.9	22.2	−16.4
16農林漁業	5.3	−35.9	−3.0	10.2	−15.4	−7.0	116.3	−49.7
17鉱業・採石業・砂利採取業	1.5	−2.0	99.6	−51.3	−34.6	15.3	−3.0	10.4
18建設業	−11.9	12.8	−1.2	−7.0	−12.1	1.3	8.4	4.6
19電力業	23.8	−21.5	16.5	−26.6	−21.2	36.5	−0.6	76.7
20運輸業・郵便業	24.1	−8.8	−10.1	36.7	−27.8	30.1	−1.2	−34.3
21通信業	8.6	−15.1	4.8	−20.5	−3.8	1.9	10.5	32.7
22卸売業・小売業	−16.1	18.2	−14.9	3.1	−10.7	10.7	264.3	−75.8
23金融業・保険業	−16.3	21.5	−27.1	21.4	−15.8	52.4	−23.4	−14.1
24不動産業	−25.0	98.5	−15.4	−43.4	−46.4	77.5	−4.3	134.8
25情報サービス業	−0.3	−7.0	−3.4	16.5	10.3	−5.6	9.6	−5.2
26リース業	−21.9	7.7	24.8	−34.0	30.2	−17.4	23.8	−4.5
27「その他非製造業」	5.6	−13.3	−1.5	1.5	5.8	15.8	−7.3	5.6

（備考）１．季節調整系列の対前期（月）増減率。
２．「一般機械」は、「はん用・生産用機械」と「事務・サービス・娯楽用機械」の合計。
３．「精密機械」は、「業務用機械」から「事務・サービス・娯楽用機械」を除いたもの。
４．「その他製造業」には、「繊維工業」、「窯業・土石製品」を含む。

公　告

議　事　項

工場財団

東京都中央区銀座五丁目15番１号**株式会社紀文食品**の工場財団に千葉県船橋市高瀬町44番株式会社紀文食品船橋工場の工作物及び機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成27年４月21日

千葉地方法務局船橋支局

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年４月21日

北陸地方整備局長　藤山　秀章

１　処分をした年月日　平成27年３月31日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社恒樹園新潟　尾身　幸雄　新潟県十日町市稲葉294　国土交通大臣許可（特―26）第17442号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、造園工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成27年３月３日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２７年（家）第９０１４号

東京都中野区本町２丁目46番１号
申立人　エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社
本籍秋田県秋田市千秋中島町550番地、最後の住所秋田市将軍野桂町８番11号、死亡の場所秋田県秋田市、死亡年月日平成26年４月15日、出生の場所秋田県仙北郡千屋村、出生年月日昭和11年２月27日、職業不明
被相続人　亡　佐々木一郎
事務所秋田市山王７－７－１　弁護士法人廣嶋法律事務所
相続財産管理人　弁護士　柴田　隆志
秋田家庭裁判所

平成２７年（家）第２０００５号

群馬県前橋市南町３丁目50－２
申立人　プラザアン管理組合
本籍東京都杉並区成田西１丁目687番地、最後の住所不詳、死亡の場所群馬県桐生市、死亡年月日推定平成24年５月、出生の場所東京都千代田区、出生年月日昭和44年３月15日、職業不詳
被相続人　亡　伊藤　　聡
事務所群馬県前橋市石倉町２丁目５番４号
相続財産管理人　弁護士　渡那部　博
前橋家庭裁判所